

## 一般社団法人宮崎県サッカー協会 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮崎県サッカー協会（以下「協会」という。）登録チーム、選手、監督、コーチ及び審判員の表彰ならびに宮崎県サッカー協会の発展に功績のあったもの等に対する表彰に関し定めることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰を受ける者は、次の各項のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 登録チーム
- (2) 選手
- (3) 監督及びコーチ等のスタッフ
- (4) 審判員
- (5) その他功績があった者

### (表彰の基準)

第3条 表彰を受けるための基準は、次の各項のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 国民体育大会及びその他の全国大会に優勝した個人又は団体。
- (2) 全国優勝に匹敵する競技成績、記録をおさめた個人又は団体。
- (3) 国際大会に参加した個人又は団体。
- (4) 会長・副会長・専務理事を除く理事が職を退いた場合、また他の役員で特に功績のあった者。
- (5) 宮崎県サッカー界の振興に特に功労のあった者。
- (6) 本協会の発展に寄与した諸団体の関係者で特に功労のあった者。

### (表彰の手続き)

第4条 被表彰者の推薦については、推薦状に次の事項を記載し、その資料を協会会長へ提出する。

- (1) 団体名または氏名
- (2) 団体の所在地または住所
- (3) 推薦の理由
- (4) その他特記事項  
年間、数名を表彰する。

- 2 本協会の会長は、所定の期日までに表彰委員会を設置し、提出された資料に基づいてこれを審議し、被表彰者を決定する。また、表彰委員会は、常務理事会をもってこれに充てる。

(表彰の内容)

第5条 被表彰者に対しては、その栄誉と功績をたたえ、賞状と記念品を贈る。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

本規程は、2014年6月28日から施行する。

本規程は、2017年12月16日に一部改定する。

本規程は、2018年12月15日に一部改定する。

本規程は、2021年11月20日に一部改定する。